伊勢市農業委員会 第220回 総会議事録

令和6年4月15日(月)13時54分~15時6分 日 時 場 所 御蘭公民館 2F 講堂 出席委員 19名 森 美江 3番 橋本 博行 1番 中川 亜沙美 2番 金森 克實 久憲 5番 6番 南平 博哉 4番 山添 7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 9番 松野 武史 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 中西 善夫 14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 13 番 16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義 総会出席職員 農業委員会事務局 西村 明裕(局長) 中野 雅之(係長) 上野 結女(会計年度任用職員) 農林水産課 日置 幸美(再任用職員) 会議録署名者 8番 中西 重喜 14番 森 義孝 農地法第3条の規定による許可申請について 付議事項 議案第1号 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 報告事項 1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 3. 農用地利用集積計画の中途解約について 4. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について 5. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より) 6. 買受適格証明願について

7. その他

議長

定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、 伊勢市農業委員会第220回総会を開会いたします。

本日の出席者は<u>19</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。 よって、会議は成立をいたしております。

本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、 議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、

8番の中西 重喜さん

14番の森 義孝さん

のご両名にお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

局 長

それでは付議事項につきまして提案させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上4件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。 写真資料と地図及び正誤表と参考資料と報告資料を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。 1 ページをお願いします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 15 件、田が 15 筆 20, 459 ㎡、畑が 8 筆 3, 398 ㎡の計 23 筆 23, 857 ㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移 転でございます。詳細についてご説明申し上げます。 それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は大湊町の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は大湊町地内 大湊町津波避難施設より東へ100mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地判断されました。稼働人員は3名でございます。

2番、こちらも売買でございます。受人は磯町の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は磯町地内 磯つつじ公園より東へ60mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ(1-2)をご覧ください。

3番、こちらは贈与でございます。受人は有滝町の田1筆と畑1筆 (現況・田)及び村松町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございま す。申請地は有滝町及び村松町地内に点在する農業振興地域内 農用 地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地【有滝町3237、 村松町5707】と荒廃農地【有滝町2491】荒廃農地と判断されました。 稼働人員は1名でございます。

4番、こちらは売買でございます。受人は村松町の田2筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ(1-3)をご覧ください。

5番、こちらは贈与でございます。受人は村松町の田1筆と東大淀町の田3筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町及び東大淀町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

6番、こちらも贈与でございます。受人は村松町の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 おかげバス 村松口停留所より南西へ320mに位置する農業振興地域内 農用地区域

内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。 稼働人員は2名でございます。

次ページ (1-4) をご覧ください。 7番、こちらにつきましては、最後に説明いたします。

8番、こちらは贈与でございます。

受人は東大淀町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より東へ210mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

9番、こちらは売買でございます。受人は中須町の畑2筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は中須町地内 ドン・キホーテ伊勢店より南へ100mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は7名でございます。なお、受人が法人でございますので農地所有適格法人の要件を満たさないと農地の所有をすることは出来ません。そのため、株式会社 Saluta AGRIが、農地所有適格法人の要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地法第2条第3項に定義されている農地所有適格法人の要件を全て満たしていました。よって、本申請にて農地所有適格法人と認め、農地を売買にて取得することを認めたいと考えます。

次ページ(1-5)をご覧ください。

10番、こちらは贈与でございます。受人は中須町の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は中須町地内 三交バス坂東停留所より東へ90mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

11番、こちらは売買でございます。受人は川端町の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は川端町地内 度会橋より南西へ210mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。なお、有限会社 松幸農産に関しては、既に適格法人の資格を有しており、

継続して4つの要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地 法第2条第3項に定義されている要件を全て満たしていました。よっ て、農地所有適格法人として、農地を取得することを認めました。

12番、こちらも売買でございます。受人は楠部町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内 国道23号 楠部町交差点より南東へ240mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ(1-6)をご覧ください。

13番、こちらも売買でございます。受人は楠部町の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内 イオン伊勢店より北東へ170mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

14番、こちらも売買でございます。受人は楠部町の田2筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地【乙544】と荒廃農地【乙627-1】と判断されました。稼働人員は2名でございます。

15番、こちらは贈与でございます。受人は小俣町湯田の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は玉城町地内 有田保育所より南へ510mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された3か所は営農計画書の提出を求めました。計画内容として1番は、竹藪を伐採し、榊を栽培する、3番は、雑草雑木を伐採した後に起耕して、季節野菜を栽培する、14番は、土入れをしてから野菜類を栽培し、外周に果樹等を植えるとのことで、事務局において適正であると判断いたしました。

それでは戻っていただきまして7番、こちらは公売でございます。

受人は村松町の畑1筆を取得したいとの申請にございます。申請地は植山町地内 うえやま公園より北東へ 450mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

報告事項の6「買受適格証明願について」をご覧ください。件数は 1件、内訳といたしましては、記載のとおりでございます。

今回の経緯について説明いたします。こちらは、東海財務局津財務 事務所が実施した公売で、落札した農地が申請対象となっております。 本来であれば、入札前に買受適格証明を農業委員会に願い出ると同時 に3条許可申請を行い、その後承認された証明書を添付して競売等へ 参加し、その者が落札した場合に保留してあった3条許可書を交付す ることとなるのですが、その資格を求めることなく実施しました。そ して、落札者である受人に農業委員会で許可証を得て提出してくださ いと指示がされました。そのため、本来と異なる手順になってしまい、 県の担当者に相談しながら対応を進めたところ、津財務事務所から、 許可書が提出されれば問題ないことが確認できました。よって、今回 の手続きを進めることは、法的に問題ないと判断するに至りました。

結論としては、この申請の可否を判断していただくこととなります。 買受適格証明が交付できる受人であり、事務局での書類審査において も、特に問題はなく適正であると判断いたしました。

なお、伊勢市での新規取得で新規耕作者であるため営農計画書が添付されており、観賞用サツキを栽培すると事務局において聞き取り、 適正であると判断し、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

出口委員

7番の件ですが、県内市外の方がこのような場所で手続き上はいいかもしれせんが、実際に耕作できるかどうかの判断基準はありますか。

係 長

基準は全くありません。その土地に、耕作のため通えることくらい しか明記されていません。伊勢市まで約2時間位の距離になりますの で、通うことが可能な範囲ではあります。実際そちらでも畑をしていて、サツキも作っており、伊勢市ではなるべく手のかからないサツキを作るということになっていますので、書類上、事務局としては問題ないとせざるを得ませんでした。

出口委員

基準は作らなくてもいいのですか。基準がないとなんでもありになってしまいますよね。

係 長

我々も3条の下限面積撤廃時から、国や県へなんとかしてくれとは 言っているのですが、法律に書いてあるとおり出来ますとしか言われ ておりません。

出口委員

耕作せずにこのまま放置しておく可能性がありますよね。それも含めて、結局職員が現地を見に行かなければいけないということも出てきますよね。耕作を委託するなどの話も今後出てくるかもしれませんが、市の限られた人員の中で対応するのは難しいと思います。

係 長

今年度からは、新規就農など状況の追跡が必要な案件について推進 委員さんに、地図等の資料を渡して定期的な確認をしてもらいます。

出口委員

国からの想定問答は出ていますか。

局 長

今回は出ていないです。昨年から県を通じて要望を出しております。 担当者会議でも議題に上げていますが、現状有効な手立てが県下全体 では出ていないという中で、推進委員へ依頼したところです。

山添委員

今回の公売について事前の情報はなかったのですか。

局 長

今回については事前情報がなく、後になってからわかりました。今 回の件は相続放棄によって国庫帰属し、公売にかかりました。

議 長

ほかにございませんか。私からよろしいでしょうか。新規就農の場合の該当について、2番のように1aでも耕作していれば新規就農とはみなさないですか。

係 長

わずかな面積でも耕作地がある場合は、新規就農ではないとしてお

ります。

議 長 適格者証明については新規就農の場合でも必要ですか。

局 長 農地法で定められているので必要になります。

議 長 最後に 11 番について、何を作る予定ですか。

係 長 ブルーベリーと聞いております。隣接地は既に松幸農産の所有地と なっており、今回の申請地が最後に残っていたところになります。

議 長 わかりました。ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長 2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ5筆の0.215㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、令和3年3月に更新許可をしました営農型太陽光発電設備の 一時転用で、申請者は馬瀬町の田5筆(現況・畑)の内 0.215 ㎡を、

営農型太陽光発電設備の支柱部分としたいとの更新申請にございま す。本件は、自己所有の農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら、上 部空間に太陽光発電設備を設置することにより農業と発電を両立する仕組みで、 農地に設置された支柱の基礎部分のみ一時転用が必要となります。この転用につ きましては、パネル下で営農することから、農地の制限はなく農用地でも行える ものでございます。ここではブルーベリーのポット栽培を行っており、今 年で7年目を迎え、4年目から本格的に収穫できるようになりました。現 況は、事務局が見る限り、きちんと手入れがされており、農作物の状況報告書も 提出し、生育状況等も良好であるとの報告を受けています。これらのことを考慮 して、事務局としては、これを認めることとしたいと考えております。申請地 は御薗町小林地内 小林ポンプ場より南へ 20mに位置する第1種農地 にございます。本申請は第1種農地ですので、転用は原則不可ですが、農 地法施行令第4条第1項第1号イ及びロの「仮設工作物設置の一時的 な利用に供するための必要性が認められることと農業振興地域整備計 画の達成に支障を及ぼさないこと」に該当することから、不許可の例 外に該当します。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみ で自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでござ います。なお、本来であれば一時転用の期限切れになる前に更新申請すべきであ るところ、期限を失念して手続きが遅れてしまったため、以後このような事が無 いよう対応する旨も補記された始末書が添付されています。よって、一時転用の 許可期間としては令和9年3月15日までの3年間としたいと存じます。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご

異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに 決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題 とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 11 件、内訳といたしまして、田が 6 筆 3,896.41 ㎡、畑が 10 筆 2,405 ㎡の 計 16 筆 6,301.41 ㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

 χ ページ (3-1) をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人である河崎2丁目で不動産業等を営む有限会社 リバティホーム 代表取締役 中島 恒一郎さんが、船江3丁目の田3筆を譲り受けて、分譲宅地5区画としたいとの申請にございます。申請地は船江2丁目地内 有緝こども園より北東へ110mに位置する第3種農地にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第八条第一項第一号に規定されている用途地域内であることから、農地法第五条第二項第三号及び農地法施行規則第五十七条第一項第五号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可しうる案件でございます。本申請につきましては、譲渡人が昭和58年頃に既に造成してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらも売買でございます。受人である船江2丁目で不動産業を営む株式会社 丸為 代表取締役 田中信也さんが、所有権が移転した後

に、賃貸借による貸資材置場としたいとの申請にございます。申請地は船江4丁目地内 船江河崎共同墓地より西へ70mに位置する第3種農地にございます。 現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留を設置するとのことでございます。

次ページ(3-2)をご覧ください。

3番、こちらは贈与でございます。受人は、宮川1丁目の畑1筆を譲り受けて、住宅 2階建て1棟 建築面積55.46 ㎡としたいとの申請にございます。申請地は宮川2丁目地内 宮川町民会館より南東へ90mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ペい率は25%、排水は合併浄化槽をへて南西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

4番から7番につきましては、受人が同じであり一体で利用します。全体計画 としては、住宅を建築するためなので、併せて説明します。

まずは、本日配布しました参考資料で説明いたします。議案4番・5番の農地を一体利用して住宅建築したいのですが、そのためには建築基準法第42条により幅員2m以上の通路がこの敷地から公道(市道)に接続していなければなりません。その通路部分を6番・7番で確保するものです。これで初めて、建築許可がおります。この4番から7番全体の土地形状を「旗竿地」と呼びます。この土地利用の仕方については、申請者が伊勢建設事務所に確認済みであることを確認しました。

次ページ(3-3)をご覧ください。

4番は売買、5番は使用貸借でございます。受人は4番で中須町の畑1筆を譲り受け、併せて5番で母親名義の中須町の畑1筆を借り受けて、申請地に住宅2階建て1棟 建築面積125.04㎡としたいとの申請で住宅敷地の所要面積は481㎡にございます。申請地は中須町地内 三交バス 坂東停留所より東へ70~80mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地

【1041-1】と遊休農地【1039-1】と判断されました。建ペい率は26%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

xページ (3-4) をご覧ください。

6番は売買、7番は使用貸借でございます。受人は6番で中須町の畑3筆 を譲り受け、併せて7番で母親名義の中須町の畑1筆を借り受けて、住宅の 敷地内通路 計71 m²としたいとの申請にございます。

申請地は中須町地内 三交バス 坂東停留所より東へ70~80mに位置する第3 種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ(3-5)をご覧ください。

8番、こちらは賃貸借でございます。受人である岩渕2丁目でIT、キャンプ場等を営む株式会社UNICO 代表取締役 坂本 勝さんが、神薗町の田(現況・畑)2筆の計2,184㎡を借り受け、キャンプ施設8区画としたいとの申請にございます。申請地は神薗町地内 神薗農村公園より南東へ120mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

9番、こちらは使用貸借でございます。

父親名義の小俣町元町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 2階建て 1棟 建築面積91.19㎡とガレージ 建築面積29.99㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 下小俣公園より南西へ170mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ペい率は28%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ(3-6)をご覧ください。

10番、こちらは賃貸借でございます。受人である小俣町明野で菓子販売業を営む有限会社へんばや商店 代表取締役 奥野 耕二郎さんが、小俣町明野の田(現況・畑)1筆を借り受け、駐車場13台分としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 JA伊勢小俣支店より北へ370mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで南東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

11番、こちらは使用貸借でございます。

父親名義の御薗町上條の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積72.25 ㎡とカーポート建築面積40.97 ㎡及び通路127.75 ㎡としたいとの申請にございます。この通路は、借人が左官業の資材置場として使う土地

への出入りに使っていた道路が狭いため、より安全に出入りするために確保したいとのことです。申請地は御薗町上條地内 上條公民館より南東へ230mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ペい率は23%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断して おります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございました ら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農 林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

日置(農林水産課)

それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は124件で、田が229筆の259,472㎡、畑が12筆の8,336㎡、計241筆の267,808㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の2,080 m²。
- ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が7件で、

田が7筆の11,725㎡、畑が5筆の1,924㎡、計12筆の13,649㎡。

- ◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ3筆の1,590 m²。
- ◇5年間の利用権(賃貸借権)の移転が1件で、田のみ3筆の6,251 m²。
- ◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が56件で、

田が107筆の119,277㎡、畑が3筆の2,166㎡、計110筆の121,443㎡。

- ◇10年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の676 m²。
- ◇10年間の利用権(賃貸借権)の移転が56件で、

田が 107 筆の 119, 277 ㎡、畑が 3 筆の 2, 166 ㎡、計 110 筆の 121, 443 ㎡。

◇10年間の利用権(使用貸借権)の移転が1件で、田のみ1筆の676 m²。

以上件数は 124 件で、田が 229 筆の 259, 472 ㎡、畑が 12 筆の 8, 336 ㎡、計 241 筆の 267, 808 ㎡でございます。転貸抜きの件数は 66 件で、田が 118 筆の 133, 268 ㎡、畑が 9 筆の 6, 170 ㎡、計 127 筆の 139, 438 ㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内、11番から28番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にはよいただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(奥野委員 退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の奥野委員に 関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、 奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

それでは、議案第4号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

- 1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……1件(説明内容記録省略)
- 2. 農用法第18条第6項の規定による通知書について ……2件(説明内容記録省略)
- 3. 農用地利用集積計画の中途解約について

……7件(説明内容記録省略)

4. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について

……1件(説明内容記録省略)

- 5. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より) ……1件(説明内容記録省略)
- 6. 買受適格証明願について

……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま す。

係 長

それでは事務局から3点、連絡させていただきます。

1点目は、営農型太陽光発電設備の下部農地における農作物の状況結果報告についてでございます。本日配布しました資料の中で、右肩に報告資料と記載したものをご覧ください。こちらは、これまでに許可した営農型発電設備の下部農地における農作物及び許可の状況をまとめたもので、2枚目以降はそれぞれの報告書となっております。この件につきましては、農林水産省の通知により毎年2月末までに、状況報告の提出を求めているものでございます。また、事務局が随時現地をまわり、管理状態等を確認しています。なお、まだ収穫できない許可地における要点としては、適正な管理がされているかどうかを確認し、知見を有する者からの意見等から、問題なしと判断するところでございます。

1番は、ブルーベリーで7年目を迎え、順調に成長しています。2年続けて、収穫量の単収が80%を少し切る結果となりましたが、知見を有する方から、収穫量より大粒で少量でも単価の高い品質を目的としているため、問題は無いとの所見があり、妥当と判断しました。

2番は、かぼちゃで7年目を迎え、現地を見る限り問題はありませんでした。昨年の更新時には、連作障害を防ぐためじゃがいも・ほうれん草を追加し、一昨年からは伝票管理もきちんと出来るようになり

ました。収穫量は基準の80%を超えており、知見を有する方からは、品質も良いとの所見があり、妥当と判断しました。

3番は、ブルーベリーで6年目を迎え、成長、収穫共に順調で、松阪市のケーキ店に出荷し、余剰は知り合いに採ってもらったり自家消費をするに至り、収穫量は基準の80%を超えているため、妥当と判断しました。

4番も、ブルーベリーで6年目を迎え、成長、収穫共に順調で、ブルーベリー狩りを行い小学校の体験学習を受け入れる等し、収穫量は基準の80%を超えているため、妥当と判断しました。

5番から9番は、令和2年に農作物の変更願いがあり、榊からブルーベリーへの変更を同年9月15日付で認めました。ブルーベリーポットを配置して、3年目を迎えますが、草刈りなど適正に管理するようなりました。育成期間中であるため収穫はありませんが、知見を有する方から、芽の動きが始まっているので、現状育成には問題なく、春季の灌水を特に強化することで、成長をみる等との所見があり、妥当と判断しました。

10番、11番は、榊で作付けしてから2年目に枯らしてしまい、植え直してから3年目にあたります。育成期間中であるため収穫はありませんが、知見を有する方から、壊死している枝が散見されるが、新しい梢が出ているため問題なく、今後も定期的な灌水と施肥により管理していくとの所見があり、妥当と判断しました。

12番、13番は、令和5年12月以降に新規許可をした分になります。太陽光発電設備建築中であるため収穫はありませんので、現況と今後の見込みを記載してあります。この記載内容につきましては、事前に県の農地調整課と調整済みです。

以上、事務局としましては、これまでと同様、必要に応じて指導等を行うこととし、この内容にて県に報告したいと思いますので、お願いします。

2点目は、今月の現地調査のお願いでございます。

- ・4月24日(水) 出口 勝信 委員、 松野 武史 委員
- ・4月25日(木) 森 義孝 委員、 中川 亜沙美 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。

3点目は、令和6年度定期総会の開催について でございます。開催日は5月29日(水)で、開始時間は午後2時になります。会場は、御薗公民館2階 講堂になります。開催通知については、後日発送いたしますので、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。

連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、第220回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ざいました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。	
伊勢市農業委員会 総会	
議 長	
<u>委員</u>	
<u>委員</u>	